

香労発基 0418 第 6 号
令和 4 年 4 月 18 日

独立行政法人 労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香 川 労 働 局 長
(公印省略)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」
の周知について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、別紙 1 のとおり指針の改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「改正個人情報保護法」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなったことを踏まえ、指針の改正を行いました。

2 改正の内容

改正個人情報保護法において、同法第 23 条第 1 項第 1 号が第 27 条第 1 項第 1 号となったことを踏まえ、当該条項を引用している指針において必要な改正を行うものです。